

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年11月7日(水) 午後3時00分～午後3時35分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 農業委員(12名) 農地利用最適化推進委員(4名)

| 農業委員 | 氏名 | 農業委員 | 氏名 | 推進委員 | 氏名 |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 | 森本 輝雄 | 8 | 中江 彰 | 1 | 岡本 勝康 |
| 2 | 今村平治郎 | 9 | 上田美加子 | 2 | 寺田 勉 |
| 3 | 鶴山 久雄 | 10 | 前田 全計 | 3 | 稲岡 丈介 |
| 4 | 小川 隆興 | 11 | 欠 席 | 4 | 吉岡 重治 |
| 5 | 奥本 正嗣 | 12 | 弓場 一郎 | | |
| 6 | 木下 浩明 | 13 | 本郷 保則 | | |
| 7 | 梅田 昌宏 | | | | |

4. 欠席委員 農業委員(1名) 11番 藤岡秀信 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について

議第4号 その他

- 1) 施行規則該当転用について
- 2) 畑作転換申請承認について
- 3) 使用貸借権の消滅について
- 4) 専決処分の報告について
- 5)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から11月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、農業委員13名中12名が出席して頂いておりますので総会は成立していることを報告致します。

なお、藤岡委員からは所用のため欠席する旨の連絡を頂いております。

推進委員は4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
 私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
 (異議なしの声有り)

議 長 異議なしとのお声がありましたので、本日の議事録署名委員に8番、中江委員さんと10番、前田委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。
 続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。
 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件を説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、使用貸借権の設定及び、売買による所有権移転の権利の移動でございます。

 番号1番、申請地、大字磯野□□□番1(地目)田1,621㎡、借受人、香芝市、□□□□□、貸出人、磯野町、□□□□、申請理由は、新規就農のためでございます。下限面積は、高田市だけでは満たしておりませんが、今回香芝市で、売買により農地を取得される申請をされており、耕作面積は合わせて、2,716㎡となり、下限面積は満たすこととなります。新規就農の聞き取り調査は、住所地が香芝市であり、香芝市の農家台帳へ登載されることとなりますので、香芝市で5日に行われ農家として耕作されることの確認をしていただいております。場所は、調査順序表第4番目、磯野池より□へ約25mのところでございます。

 番号2番、申請地、大字野口□□□番2(田)188㎡、大字野口□□□番(田)1,133㎡、大字野口□□□番2(田)199㎡、大字大谷□□番2(田)1,134㎡、譲受人、香芝市、□□□□(持分1/3)□□□□(持分1/3)□□□□□(持分1/3)譲渡人、大字市場、□□□□、申請理由は、規模拡大で、売買による所有権の移転のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、3,026㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第1番目、大谷の新池より□へ約100mのところでございます。以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

 続きまして、今回の申請に伴いまして申請書等に記載された内容が、審査基準の農地法第3条第2項の項目ごとに検討した結果について報告致します。

 申請書又は申請者からの聴取に基づいて、事務局で事前に申請地の現地を確認致しましたところ、いずれの農地もそれぞれ耕作又はいつでも耕作出来る状態に管理されており、香芝市での聞き取りを含め許可要件について確認し、それぞれの受け人は、権利取得後は適切な耕作と管理が行われることが見込まれますので、農地法第3条第2項各号にはいずれも該当致しないため、全部効率要件、常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。ご質問等ございませんか。

4 番 □□さんは、□□□□□の社長さんだと思うのですが、農業はされているのですか。
事務局 さん□□は、□□□□□の方です。今回香芝市にあるご自宅の隣を農地として購入されるにあたり、下限面積の要件がございますので、お知り合いの磯野の方から農地をお借りになり農業を新たに開始されるようです。

議 長 他にございませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。
続いて議第2号を議題と致しますが、木下委員さんが申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(木下委員退席)

それでは事務局から説明願います。

事務局 議案書2ページをお願い致します。議第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局とで書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字野口、□□□□□、利用権を設定する農地、大字野口□□番1(田)2,522㎡、大字野口□□番(田)1,011㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稲を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字田井、□□□□、利用権を設定する者、生駒市、□□□□、利用権を設定する農地、大字田井□□番1(畑)1,001㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、大阪市、□□□□、利用権を設定する農地、大字池田□□□番1(田)1,214㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稲を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、堺市、□□□□、利用権を設定する農地、大字市場□□□・□□□番合併(田)3,047㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、水稲を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、南陽町、□□□□、利用権を設定する者、大字曾大根、□□□□、賃貸借権により、利用権を設定する農地、大字曾大根□□□番(田)1,920㎡、使用貸借権により利用権を設定する農地、大字出□□□番(畑)986㎡、どちらも野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間でございます。賃貸借権の借賃は20,000円でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、檀原市、なら担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、東中1丁目、□□□□、利用権を設定する農地、大字東中□□番(田) 1,802㎡、利用権の種類は、中間管理権の設定により使用貸借にて担い手へ貸付を行うため、利用期間は、平成30年11月8日から平成41年5月31日までの約10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしの声あり)

議長 　なしとの声がありましたので、ご質問等がないものとして採決致します。

それでは、議第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第2号につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第3号を議題と致しますが、議題に入ります前に、木下委員の入室、着席をお願い致します。

(木下委員入室、着席)

議長 　それでは事務局より説明願います。

事務局 　議案書は3頁、議第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。本件は、白紙委任を受け、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。

農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対し、その計画案を提出するよう求めることが出来るとされており、市町村がその計画案を作成するにあたり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。

今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議案第3号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日もご審議頂くものでございます。この案件は、議第2号で中間管理権を設定した農地となります。

番号1番、利用権の設定を受ける者、磯野町、大川真澄、利用権を設定する農地、大字東中□□番(田) 1,802㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を作付けしての利用で期間は、県の公告日から平成41年5月31日までの約10年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、なら担い手・農地サポートセンターでございます。以上、農地利用配分計画については1件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

議 長 　質問等がないようですので採決致します。それでは、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第3号議案につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。

次に入ります。議第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。本件は、農地の転用の制限の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。

番号1番、届出地、大字神楽□□□番4（田）65㎡、申請人、大字神楽、□□□、届出による農地の利用は、農業用倉庫としての利用でございます。場所は、部会調査順序表2番目、ジョーシン大和高田店 □□です。以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、農家判定書等の申請書類は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 　農地部会より報告させていただきます。大字神楽の□□さんからの届出です。現状のまま整地し、土砂の流出がないようにされます。周囲への被害はないものと思われま。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご意見、ご質問ないようですので、採決致します。それでは、議第4号、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第4号、その他の2番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第4号、その他の2番、畑作転換申請の承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字奥田□□□番2（田）373㎡のうち209㎡、大字奥田□□□番1（田）578㎡のうち478㎡、申請人、大字奥田、□□□□、田から畑への変更であります。昭和58年に一部を畑作転換申請されており、今回、残りの部分すべて地上げし、畑として使用したいためでございます。自己消費のため季節の野菜を周年で栽培するための計画で、盛り土計画は約60cmです。

その他の2番、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の報告願います。

部会長 　農地部会より報告させていただきます。番号1番□□さんの申請ですが、畑作転換を一部されていたので、土の入っているところもありますが、今回全部に土を入れるために申請されたようです。現況は、水稻を耕作されております。周囲に影響のないように土を入れられるようで、農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご意見、ご質問等ないので採決致します。それでは、議第4号、その他の2番、畑作転換申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号、その他の2番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。次に議第4号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議案書4ページをお願い致します。議第4号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、解約する農地、大字野口□□□番（田）1,170㎡、借受人、大字野口、□□□承継人、□□□□、貸出人、大字野口、□□□□、解約理由は、借受人死亡のためでございます。

番号2番、解約する農地、大字野口□□□番2（田）500㎡、大字野口□□□番（田）1,186㎡、借受人、大字野口、□□□承継人、□□□□、貸出人、大字野口、□□□、解約理由は、借受人死亡のためでございます。

以上、使用貸借契約の消滅については、2件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　ご質問等ないので、異議がないものとして採決致します。それでは、議第4号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号、その他の3番は事務局処理に決定致します。

次に入ります。議案第4号、その他4番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 　議第4号、その他の4番、専決処分の報告について報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成30年9月26日から平成30年10月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、南今里町□□番10（田）31㎡、南今里町□□番11（田）

1,186㎡、届出人、今里町、□□□□、道路への転用届出です。地区担当の今村会長委員へ平成30年10月2日に連絡いたしまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、転用届出の報告は、1件でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問等ございませんか。

議 長 質問等ないようですので、これで報告第1号を終わります。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ないようですので、これで11月委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 中 江 彰

署名委員 前 田 全 計